

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 榎本 淳一

榎本淳一氏の論文『唐王朝と古代日本』は、唐王朝と日本古代の外交関係について、律令法の日唐比較など制度的視点から解明を試み、朝貢体制下における中国文化の日本への流入の実態を明らかにしたもので、貴重な実証的研究成果である。

第一部「唐代朝貢体制と古代日本の外交制度」では、従来平安時代になって日本の外交が消極的・閉鎖的になったとことを示すとされた渡海禁制について、それは律の規定であることを明らかにし、公使以外の出入国禁止は、奈良時代以来の一貫した方針であり、院政期になり国家の外交管理が崩壊したとし、さらに日唐律令の貿易管理制度を比較分析し、唐では禁物として文物の流出を防ぐのに対して、日本では官司先買の制度を設けて先進文物の独占的入手をはかる違いを明らかにした。しかし唐朝は、開元年間から私貿易を容認し、八世紀末には「公憑」を用いた私的対外通行を認めるようになり、この朝貢体制の形骸化が東アジア諸国の衰亡をもたらしたと論じる。

第二部「中国文化と古代日本」では、遣唐使による漢籍などの文化流入を分析する。従来は遣唐使と文化輸入を単純に結びつけ、その廃止後中国文化の流入が制限されて国風文化が成立すると考えられてきたが、遣唐使による輸入は絶対量が少ないだけでなく、書物の持ち出し制限などもあり制約が大きかったことを明らかにし、むしろ私貿易の活発化により中国文化の流入が量的に拡大したことにより、和漢並立の「国風文化」が成立したと論じ、十世紀には中国を「異国」とみなす相対的な認識が成立するとした。

外交制度を基本において、近年の対外交渉史研究を総括した上で、朝貢体制を基軸に広い視野に立って外交と文化の関係について独自の結論を明快に示していて、高度な実証的成果といえる。方法的論には、律と令、とくに関市令について最新の北宋天聖令を参照して緻密に分析し、日本古代史の枠を超えて中国史料も取り上げていて、日唐律令制比較研究の最良の成果といえる。『日本国見在書目録』の分析から、漢籍の収集の困難さや制約を指摘した点も特記できるだろう。学術論文と広い読者を対象にした文章が混在していてやや形式的統一にかけることや、書物の輸入についてはたとえば円珍・円仁などによる佛教関係書物の将来をどのように位置づけるかなど一層の検討を期待したい点もあるが、極めて高度な研究成果であることは言うまでもない。

以上より本委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するのにふさわしい独創性の高い業績として認めるものである。